

# 産業廃棄物の中間処理場

産業廃棄物  
処理業者

千葉県知事 許可 第

号

産業廃棄物  
の種類

廃プラスチック・金属くず・木くず・ガラスくず  
コンクリートくず及び陶磁器くず・繊維くず・がれき類

処理の方法

切断、破碎による中間処理

管理者名

連絡先